

# 平成23年度事業計画書

＜平成23年4月1日から平成24年3月31日＞

社団法人全国タイル業協会

本会は、業界の改善発達と事業の安定を図り、もって公益法人としての使命を達成するため、平成23年度において次の事業を行う。

## 【安全性の向上に資する施策】

### 1. 外壁タイルの剥落防止対策の推進（継続・施工管理委員会/施工技術委員会）

既存外壁タイル張り面の目視点検等実施する。点検時期は、より多くの建物の点検実施を図るべく、各支部の総会終了後とし、8月末に全国の実施状況を纏め、不具合箇所の摘出とその補修方法等を提言するとともに、会員間における事故情報の共有化を図り、外壁タイルの剥落事故を未然に防止する。

今年度は、支部の会員数（会費口数）に応じた点検物件数（1010件）を目標と定め、各支部において取り纏めを行った後、本部に提出するとともに情報の共有化を図る。

また、建築物のオーナー、設計事務所等からの要請により、タイルの不具合原因の調査及び補修方法等の提言を行い、地震等の発生に当たっては、必要に応じ剥落事故等の被害調査を実施する。

なお、HP等を活用し、下地処理を含めた適正なタイル施工法を公開し、安全施工の推進を図る。

### 2. 外壁点検制度への対応（継続・外壁タイル打音調査実務マニュアル作成委員会）

昨年12月に発足した「外壁タイル打音調査実務マニュアル作成委員会（委員長：河辺伸二 名古屋工業大学教授）」において、建築基準法の定期報告制度における特殊建築物の外壁タイル張り面の全面打診に対応すべく、該当する建物における打音診断等の実務マニュアル「外壁タイル打音調査実務マニュアル」を作成し、当協会会員が同マニュアルを活用し、今後大量に発生が予測される特殊建築物の10年点検に伴う補修工事に対する適正な対応を図ることにより、ユーザーのタイル離れを防止する。

### 3. タイル工事瑕疵保証の推進（継続・タイル安心ネットワーク委員会）

「建専連 長期性能保証制度」による、タイル工事の瑕疵に起因する剥離・剥落事故の保証制度への加入促進を図り、他建材との差別化を図る

## 【技術向上に資する施策】

### 1. 外装タイル接着剤張りの普及促進（新規・Q-CAT 普及促進委員会）

ー昨年発足した Q-CAT の普及促進を図るため、昨年12月に設置した「Q-CAT 普及促進委員会」において、Q-CAT の普及促進に向けた下記の事業を行う。

#### (1) 技能者向け説明会の開催

5月に完成予定である、「Q-CAT 施工マニュアル」を活用し、全国8支部において、タイル張り技能者並びに営業マンを対象とした説明会を開催し、Q-CAT 制度と施工法についての周知を図る。

#### (2) 設計者向け説明会の開催

5月に完成予定である、「設計者向け Q-CAT パンプ」並びに「設計者向け Q-CAT Q&A集」を活用し、全国の8支部において、地元設計者、デベロッパー、工務店等を招いての説明会を開催し、Q-CAT 制度の周知を図り、設計建物での早期採用方を促進する。

#### (3) 「設計者向け Q-CAT パンプ」並びに「設計者向け Q-CAT Q&A集」の発刊並びに配布について

「設計者向け Q-CAT パンプ」並びに「設計者向け Q-CAT Q&A集」を、全国8支部より推薦された設計事務所に送付し、Q-CAT 制度についての周知を図り、設計建物での早期採用方を促進する。

### 2. 外壁タイル工事の現場指導の実施（継続・各支部・工事指導委員会）

タイル工事の適正化と自主的責任を果たすべく、また、外壁タイルの施工品質を向上し、発注者、設計者及び建設業者のタイルの剥離・剥落に対する懸念を払拭するため、下記タイル工事の工事指導を行う。

- ①国土交通省の外壁タイル工事
- ②日本下水道事業団の外壁タイル工事
- ③上記以外の外壁タイル工事

### 3. 各種規格等の作成（新規・施工技術研究委員会）

#### ①大型床タイルの施工要領書の作成

現在、大型床タイルの市場が拡大しているが、国土交通省標準仕様書、日本建築学会 JASS19等においても、これを包含する施工要領の記述が十分でないことから、業界として大型床タイル施工の確立を図るべく、施工要領書の作成に向けた検討を行う。

### 4. タイル張り技能者の技術及び地位の向上事業（継続・労務委員会）

#### ①優秀技能者表彰の実施

タイル張り技能者の社会的地位の高揚と技術水準の向上を図るため、当協会の優秀技能者表彰を実施し、各支部より推薦された優秀技能者を表彰する。

## ②技能五輪国内大会への協力

第49回技能五輪全国大会が平成23年12月16日～19日、静岡県において開催される予定であり、当協会から競技委員を派遣するなどこれに協力する。

## 5. タイル張り工法等の普及、啓発（継続）

正しいタイル施工の徹底と啓発を図るため、シンポジウム及び講習会等を開催する。（随時・支部からの要請により実施）

## 6. 外装タイルのISO規格化への推進（継続）

11月にイギリスにおいて、ISO/TC189国際会議の開催が予定されているが、現在、日本提案の外装タイルの裏足がDIS（照会段階）となっている他、外装タイル接着剤の規格化や、施工法についての新しいWG設置も予定されていることから、当協会も専門家の会議への派遣等を行う。

### 【需要喚起に資する施策】

#### 1. タイルの需要喚起事業の推進（新規/継続・需要喚起委員会）

タイルの需要喚起・拡大を図るため下記事業を実施する。

##### (1) 住宅・非住宅共通需要喚起事業

###### ①大学の建築学科等の学生及び設計・ゼネコン等の若手設計者等に対する出張講義の実施

各支部に要請し、それぞれの地元大学で実施予定。

また、協会HP等により、全国の大学関係者に同制度を紹介し、講義の申し込みを受けることにより、より多くの大学で出張講座を実施するとともに、当該大学の先生をタイルファンとする取り組みを実施する。

###### ②イタリアタイル協会との需要喚起に係るコラボレーションの実施

タイル産業先進国であるイタリアのタイル協会に対し、タイル需要の底上げを目的として、共同で需要開拓事業への取り組みを図る。

##### (2) 非住宅分野に対する需要喚起事業

###### ①建築評論家等による、若手設計者向け講演会の開催

###### ②学校建築施工例集の発刊及び配布

少子化にともない、いずれの大学も学生確保のため、「魅力ある学校創り」が急務となっており、校舎の高意匠化を訴求できる学校建築に特化した施工例集を作成し、教育機関や設計等関係先へ配布。新築やリニューアルにおけるタイル使用の増加を図る。

###### ③タイル手帖の設計者等への配布

平成23年度も引き続き、会員、HP、展示会等を通じ、幅広く配布。

### (3) 住宅分野に対する需要喚起策

- ①住宅展示場（東・名・阪）における小冊子及び部位別施工例集の配布
- ②インターネット・ショールームによる部位別施工例集の展示  
施工例について、定期的に入れ替えを行う。
- ③HP及び消費者相談窓口「タイル110番」の運営  
HPの内容拡充により、ユーザー、会員に対し、これまで以上に広範囲なサービスを提供する。また、タイル110番での実直な対応により、タイルユーザーのタイルに対する不信感や疑念を払拭し、需要喚起に繋げる。

### 【業界従事者の生活環境の改善】

#### 1. 受注価格の適正化の推進（新規）

業界の持続可能な事業活動の観点から、不当な価格競争の排除、ゼネコンによる指値の排除、見積り価格に基づく発注の徹底を働きかけ、適正価格による契約と施工段階におけるコスト負担の適正化等に対する取り組みを行う。

#### 2. 業界従事者の雇用環境の改善・確保（継続・T21委員会）

減少傾向にあるタイル張り技能者の増加に資するため、就業環境の整備・改善を図るべく、建設業退職金共済制度への加入を促進し、若年技能者の確保・育成並びに熟練技能者の離職防止を推進する。支部毎に加入目標を定め、加入率を向上する。

#### 3. 全国タイル業厚生年金基金への加入促進（継続）

会員各社の社員の福祉の充実を図るため、全国タイル業厚生年金基金への加入を促進する。なお、今年度加入目標を1,600名（対前年度比10%増）とする。

### 【関係官庁及び諸団体への陳情、建言】

理事会、業界懇談会、委員会等の討議により、必要に応じ国土交通省・経済産業省及び日建連等に対し、陳情、建言を行う。

なお、本年度は下記の事項につき陳情を検討する。

#### ◆国土交通省

- (1)建築基準法第12条の改正により定期点検報告制度が厳格化され、10年点検における特殊建築物の外壁タイル張りにおいては、全面打診等が義務化されたが、特定行政庁毎に、対象となる特殊建築物の定義や検査方法等が異なり、また、調査基準・判定基準が明確でないことから、業界としての定義・検査方法

や判定基準等を取り纏め、国土交通省および(財)日本建築防災協会等の関係先に対し、提出・要望を行う。

- (2) 建築基準法第12条の改正により10年毎の全面打診が義務化され、タイル張りが他の競合資材に対し、明らかに不利益を被っている現状から、現在普及促進を図っているQ-CAT（弾性接着剤張り）における外壁タイル張りにおいて、従来のモルタル張りと比較した場合の剥離・剥落の危険性が極めて低いことを説明し、Q-CATについては適用除外となっている「乾式工法」に包含して欲しい旨の要望を行う。また、タイル工事において影響力の大きい国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書」の第11章タイル工事においては、現在、Q-CATがタイル張り工法として掲載されていない（管理指針には掲載）ことが、認知度や使用実績が伸び悩んでいる要因の一つであることから、Q-CATを早急に標準仕様書に掲載して欲しい旨の要望を行う。

◆経済産業省

Q-CATが、省エネ・CO2削減といった国の施策に適合したタイル張り工法であることを説明し、「建築基準法第12条の適用除外」、標準仕様書への記載について、国土交通省に対する陳情の後押しをして欲しい旨働きかけを行う。

【その他】

- ・学会等への協力支援（継続）  
日本建築学会において本年改訂予定の「建築工事標準仕様書・同解説 JAS S19 陶磁器質タイル張り工事」説明会を、東京、名古屋等において開催する。
- ・PL法へ対応するためタイルPL団体保険制度を継続する（継続・PL委員会）
- ・タイル及び関連資材の需要動向調査とこれらの資料の収集、配布（継続）
- ・タイル施工用器具及び刊行書の頒布（継続）
- ・会報の発行（継続）
- ・各種の資料収集及び配布（継続）